

【諮問（個人）第197号】

3 川情個第10号
令和3年7月9日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 早川和宏

保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）

令和2年8月19日付け2川総コ第86号で諮問のありました、保有個人情報訂正請求に対する拒否処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った保有個人情報訂正請求に対する拒否処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和2年3月17日付けで、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、自身の生活保護の資料のうち、次のアからカの記載について、事実と違う内容が記載されているとして、保有個人情報の訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。

ア H○. ○. ○の記載

(ア) この時点では通院先が決まっていなかったため、病院名を担当職員には伝えていないにもかかわらず、実際に通院した病院名が記載され、その病院に担当職員が電話をしたと記録されている。これは虚偽であり消去を求める。

(イ) 加害者は審査請求人の通院先の病院へ同行をしていないのにしているとして記載されている。これは虚偽であり消去を求める。

(ウ) 生活保護・自立支援室に審査請求人の交通事故の件を電話にて連絡したとの内容は後付けであり、消去を求める。

イ H○. ○. ○の記載

審査請求人から担当職員への電話内容の記録について、受診先以外の事柄は話していないのに、他の記載があるため虚偽であり、訂正を求める。

ウ H○. ○. ○の記載

担当職員は審査請求人に電話連絡を行っていないのに、記載されているため虚偽であり消去を求める。

エ H○. ○. ○の記載

審査請求人からの電話の内容について、当時、審査請求人は第三者行為に伴う医療扶助について知識が全くなかったため、自ら聞くはずがないため消去を求める。

オ R○. ○. ○の記載

係長から審査請求人への電話中、審査請求人が発言したとされる内容に記憶がないため、消去を求める。

カ R○. ○. ○の記載

担当職員と審査請求人の電話での会話の記録は、事実無根の内容であり消去を求める。

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、令和2年4月15日付けで、可能な限りの調査を行ったが、記載が事実でないと確認できなかったため、請求に理由があるものと確認できず、拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

- (3) 審査請求人は、令和2年5月20日付け審査請求書で、後付けの作為的な虚

偽記載であり、処分を取り消すとの裁決を求める審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第197号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和2年5月20日付け審査請求書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 全て後付けの作為的な虚偽記載である。また、消去請求をしたにもかかわらず、訂正請求と解釈し、条例第22条を盾に消去請求を拒否した悪質な行為である。その他、実施機関には文書を送付し文書回答を求めているが、一度も回答がなされず、誠意が見られない対応であり、責任回避しようと後付けの虚偽記載が可能であることから、記録は信用性に欠ける。
- (2) 特にR○. ○. ○の記録について、転居すると入院給付金が役所に入ってくる旨の発言を審査請求人が言ったような記載があるが、転居の有無にかかわらず入院給付金が入ってくることは誰でも知っており、また一時所得の返金の必要性や念書もあり、そのようなことを言うはずもなく、審査請求人に対しての悪意、敵意に基づいた虚偽記載である。

4 実施機関の主張要旨

令和2年7月10日付け弁明書及び令和3年3月5日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求に係る対象公文書について、審査請求人の「生活保護受給開始から請求を行うまでの生活保護の資料の一部」を特定した。

対象公文書には、審査請求人の生活保護受給開始以降の担当職員、審査請求人及び関係機関とのやり取り等が記載されている。

- (2) 保有個人情報の訂正請求については、条例第21条及び第22条に基づき、「訂正請求に理由があると認めるとき」、つまり、個別の事実について客観的に判断できる事項について、記載情報が個別の事実記録として誤ったものであることを確認した場合、当該保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲で、訂正（追加又は削除を含む）をしなければならないこととされている。

本件においては、保有個人情報訂正請求拒否通知書で述べたとおり、実施機関として可能な限りの調査を行ったが、審査請求人が求める訂正箇所につき、記載が事実でないと確認できなかったため、請求に理由があるものと確認できず請求を拒否したものであり、本件処分は妥当である。

- (3) 審査請求人は、消去請求を勝手に訂正請求に変更された旨を主張するが、消去請求については、条例第23条第1項に定めるとおり、適法な取得でないときや、条例第7条第2項の規定に違反して保有されているとき、条例第11条第1項の規定に違反して目的外利用がなされているとき、条例第11条の2第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき等に該当すると本人が思料したときその消去を請求できるものである。審査請求人からの保有個人情報の訂正請求には前記条件についての記載がなく、訂正請求として処分を行った

ことは妥当である。

- (4) 審査請求人の審査請求理由については、本件処分の取消しを求める目的であり、本件処分の妥当性に関わりがない。
- (5) 「ケース記録」は、ケースワーカーが生活保護受給者の支援事業を実施するにあたり、その支援に際し必要性に応じて自身の認識に従って都度の時系列で記入していくものである。

5 審査会の判断

- (1) 本件では、審査請求人の本件請求に係る対象公文書にある記載事項について、条例第21条第1項及び第22条に基づき、保有個人情報の停止請求に係る権利を有し、実施機関が訂正義務を負うか否かが問題となる。
- (2) 条例第21条第1項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該情報の訂正（追加または削除を含む）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができるとした上で、同第22条では、その訂正請求を受けて、実施機関が「当該訂正請求に理由があると認めるとき」は、当該請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該情報の訂正をしなければならないとする。
以上の諸規定は、訂正請求権を何人に対しても付与する一方、実施機関に対し訂正義務が生ずるのは、請求に理由があると認められるときであり、これは、個別の事実について客観的に判断できる場合に該当するものである。
- (3) 以上の点を踏まえ、審査請求人の主張を検討するに、当該請求人が問題視する記載事項は、自身が実際に発言しなかったとすることを理由とした請求であることが認められる。

これに対し、本審査会が本件対象公文書を検分し、実施機関の口頭による処分理由説明によれば、およそ福祉事務所のケース記録には、関係者とのやり取りの記録は必要に応じて行っており、本件対象公文書にある記載事項は、あくまで「ケース記録」として、ケースワーカーが生活保護受給者の支援事業を実施するにあたり、その支援に際し必要性に応じて自身の認識に従って都度記入していくものである。

以上からすれば、本件処分に係る本件対象公文書については、審査請求人が主張するような虚偽の事実を記載したと認めるに足る特段の事情は認められず、実施機関が訂正義務を負うとは認められない。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子
委員 嘉 藤 亮

委員 友岡史仁
委員 中島美砂子